

令和4年度 石川県 かほく市 予算書

一般会計

特別会計

市営バス事業特別会計

墓地特別会計

ケーブルテレビ事業特別会計

国民健康保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計

大海財産区特別会計

企業会計

水道事業会計

下水道事業会計

目 次

議案第1号	令和4年度	かほく市一般会計予算	1
議案第2号	令和4年度	かほく市営バス事業特別会計予算	13
議案第3号	令和4年度	かほく市墓地特別会計予算	19
議案第4号	令和4年度	かほく市ケーブルテレビ事業特別会計予算	25
議案第5号	令和4年度	かほく市国民健康保険特別会計予算	31
議案第6号	令和4年度	かほく市後期高齢者医療特別会計予算	37
議案第7号	令和4年度	かほく市介護保険特別会計予算	43
議案第8号	令和4年度	かほく市大海財産区特別会計予算	49
議案第9号	令和4年度	かほく市水道事業会計予算	55
議案第10号	令和4年度	かほく市下水道事業会計予算	61

令和4年度 かほく市一般会計予算

議案第1号

令和4年度 かほく市一般会計予算

令和4年度のかほく市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,120,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月25日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 市税		4,214,788
	1. 市民税	1,872,618
	2. 固定資産税	1,684,764
	3. 軽自動車税	111,091
	4. 市たばこ税	215,285
	5. 都市計画税	331,030
2. 地方譲与税		116,375
	1. 地方揮発油譲与税	28,000
	2. 自動車重量譲与税	82,000
	3. 森林環境譲与税	6,375
3. 利子割交付金		2,900
	1. 利子割交付金	2,900
4. 配当割交付金		14,400
	1. 配当割交付金	14,400
5. 株式等譲渡所得割交付金		21,000
	1. 株式等譲渡所得割交付金	21,000
6. 法人事業税交付金		47,000
	1. 法人事業税交付金	47,000
7. 地方消費税交付金		757,000
	1. 地方消費税交付金	757,000
8. ゴルフ場利用税交付金		27,500
	1. ゴルフ場利用税交付金	27,500
9. 環境性能割交付金		15,900
	1. 環境性能割交付金	15,900
10. 地方特例交付金		50,880

(単位：千円)

款	項	金額
	1. 地方特例交付金	50,000
	2. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	880
11. 地方交付税		5,980,000
	1. 地方交付税	5,980,000
12. 交通安全対策特別交付金		2,100
	1. 交通安全対策特別交付金	2,100
13. 分担金及び負担金		52,204
	1. 負担金	52,204
14. 使用料及び手数料		177,662
	1. 使用料	164,484
	2. 手数料	13,178
15. 国庫支出金		1,672,227
	1. 国庫負担金	1,402,103
	2. 国庫補助金	262,799
	3. 委託金	7,325
16. 県支出金		980,677
	1. 県負担金	630,541
	2. 県補助金	245,523
	3. 委託金	104,613
17. 財産収入		88,286
	1. 財産運用収入	88,285
	2. 財産売払収入	1
18. 寄附金		324,949
	1. 寄附金	324,949

(単位：千円)

款	項	金額
19. 繰入金		629,083
	1. 他会計繰入金	2
	2. 基金繰入金	629,081
20. 繰越金		10,000
	1. 繰越金	10,000
21. 諸収入		353,469
	1. 延滞金、加算金及び過料	5,000
	2. 市預金利子	1
	3. 貸付金元利収入	2
	4. 受託事業収入	1,499
	5. 雑入	346,967
22. 市債		581,600
	1. 市債	581,600
歳 入 合 計		16,120,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議会費		157,789
	1. 議会費	157,789
2. 総務費		2,244,962
	1. 総務管理費	1,832,571
	2. 徴税費	209,699
	3. 戸籍住民基本台帳費	125,608
	4. 選挙費	54,158
	5. 統計調査費	13,030
	6. 監査委員費	9,896
3. 民生費		5,824,161
	1. 社会福祉費	2,621,759
	2. 児童福祉費	2,914,818
	3. 生活保護費	287,584
4. 衛生費		1,082,372
	1. 保健衛生費	655,264
	2. 清掃費	427,108
	△上水道費	0
5. 労働費		30,541
	1. 労働諸費	30,541
6. 農林水産業費		290,058
	1. 農業費	257,202
	2. 林業費	31,228
	3. 水産業費	1,628
7. 商工費		111,594
	1. 商工費	111,594

(単位：千円)

款	項	金額
8. 土木費		1,416,009
	1. 土木管理費	47,356
	2. 道路橋りょう費	356,025
	3. 河川費	1,850
	4. 都市計画費	973,089
	5. 住宅費	37,689
9. 消防費		539,550
	1. 消防費	539,550
10. 教育費		1,674,575
	1. 教育総務費	106,700
	2. 小学校費	339,117
	3. 中学校費	277,360
	4. 社会教育費	389,849
	5. 保健体育費	226,804
	6. 学校給食費	334,745
11. 災害復旧費		4
	1. 農林水産施設災害復旧費	2
	2. 公共土木施設災害復旧費	1
	3. 文教施設災害復旧費	1
12. 公債費		2,728,384
	1. 公債費	2,728,384
13. 諸支出金		1
	1. 普通財産取得費	1
14. 予備費		20,000
	1. 予備費	20,000

(単位：千円)

款	項	金額
歳	出	16,120,000
	合	
	計	

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策	189,300	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
ケーブルテレビ整備事業	3,800			
七塚健康福祉センター整備事業	20,700			
宇ノ気保健福祉センター整備事業	62,800			
担い手育成基盤整備事業	23,000			
ため池整備事業	900			
土地改良総合整備事業	10,800			
道の駅整備事業	800			
県道負担金事業	2,100			
市道ネットワーク整備事業	120,000			
雪寒対策事業	3,800			
公営住宅整備事業	1,600			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
消防防災施設整備事業	14,300	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
消防車両整備事業	2,800			
消防庁舎整備事業	34,000			
消防資機材整備事業	1,000			
高松小学校整備事業	2,700			
大海小学校整備事業	10,200			
宇ノ気小学校整備事業	7,700			
高松中学校整備事業	9,400			
河北台中学校整備事業	15,500			
宇ノ気中学校整備事業	9,500			
公民館施設整備事業	12,700			
宇ノ気生涯学習センター整備事業	3,600			
体育施設整備事業	18,600			
計	581,600			

令和4年度 かほく市営バス事業特別会計予算

議案第 2 号

令和 4 年度 かほく市営バス事業特別会計予算

令和 4 年度のかほく市営バス事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 4, 5 6 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 4, 0 0 0 千円と定める。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 利用料収入		1,460
	1. 利用料収入	1,460
2. 県支出金		5,515
	1. 県補助金	5,515
3. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
4. 繰入金		7,589
	1. 他会計繰入金	7,589
5. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
6. 諸収入		2
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	1
歳入合計		14,568

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		14,517
	1. 総務管理費	1
	2. バス営業費	14,516
2. 公債費		1
	1. 公債費	1
3. 予備費		50
	1. 予備費	50
歳 出 合 計		14,568

令和4年度 かほく市墓地特別会計予算

議案第3号

令和4年度 かほく市墓地特別会計予算

令和4年度のかほく市墓地特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,730千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000千円と定める。

令和4年2月25日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 使用料及び手数料		7,762
	1. 使用料	7,762
2. 財産収入		50
	1. 財産運用収入	50
3. 繰入金		1,915
	1. 他会計繰入金	1
	2. 基金繰入金	1,914
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		2
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	1
歳 入 合 計		9,730

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 事業費		4,001
	1. 墓地費	3,951
2. 公債費	2. 基金費	50
	1. 公債費	5,729
歳 出 合 計		9,730

令和4年度 かほく市ケーブルテレビ事業特別会計予算

議案第4号

令和4年度 かほく市ケーブルテレビ事業特別会計予算

令和4年度のかほく市ケーブルテレビ事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ125,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10,000千円と定める。

令和4年2月25日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 使用料及び手数料		92,828
	1. 使用料	92,828
2. 財産収入		3,768
	1. 財産運用収入	3,768
3. 繰入金		29,001
	1. 他会計繰入金	1
	2. 基金繰入金	29,000
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		2
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	1
歳 入 合 計		125,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		125,599
	1. 総務管理費	125,599
2. 公債費		1
	1. 公債費	1
歳 出 合 計		125,600

令和4年度 かほく市国民健康保険特別会計予算

議案第 5 号

令和 4 年度 かほく市国民健康保険特別会計予算

令和 4 年度のかほく市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3, 3 6 2, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 3 0 0, 0 0 0 千円と定める。

令和 4 年 2 月 2 5 日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 国民健康保険税		544,453
	1. 国民健康保険税	544,453
2. 使用料及び手数料		1
	1. 手数料	1
3. 国庫支出金		1
	1. 国庫補助金	1
4. 県支出金		2,587,601
	1. 県補助金	2,587,600
	2. 財政安定化基金交付金	1
5. 財産収入		120
	1. 財産運用収入	120
6. 繰入金		224,164
	1. 他会計繰入金	207,164
	2. 基金繰入金	17,000
7. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
8. 諸収入		5,658
	1. 延滞金、加算金及び過料	3,154
	2. 市預金利子	1
	3. 雑入	2,503
9. 市債		1
	1. 財政安定化基金貸付金	1
歳入	合計	3,362,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		85,496
	1. 総務管理費	81,918
	2. 徴税費	3,570
	3. 運営協議会費	8
2. 保険給付費		2,469,231
	1. 保険給付費	2,469,231
3. 国民健康保険事業費納付金		771,170
	1. 国民健康保険事業費納付金	771,170
4. 財政安定化基金拠出金		1
	1. 財政安定化基金拠出金	1
5. 共同事業拠出金		1
	1. 共同事業拠出金	1
6. 保健事業費		29,486
	1. 保健事業費	29,486
7. 基金積立金		60
	1. 基金積立金	60
8. 公債費		2
	1. 公債費	1
	2. 財政安定化基金償還金	1
9. 諸支出金		3,053
	1. 償還金及び還付加算金	3,053
10. 予備費		3,500
	1. 予備費	3,500
歳 出	合 計	3,362,000

令和4年度 かほく市後期高齢者医療特別会計予算

議案第6号

令和4年度 かほく市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度のかほく市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ495,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和4年2月25日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		355,563
	1. 後期高齢者医療保険料	355,563
2. 使用料及び手数料		1
	1. 手数料	1
3. 繰入金		138,883
	1. 他会計繰入金	138,883
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		552
	1. 延滞金及び過料	50
	2. 償還金及び還付加算金	501
	3. 雑入	1
歳 入	合 計	495,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		10,758
	1. 総務管理費	326
	2. 徴収費	10,432
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		483,740
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	483,740
3. 諸支出金		502
	1. 償還金及び還付加算金	501
	2. 繰出金	1
歳 出 合 計		495,000

令和4年度 かほく市介護保険特別会計予算

議案第7号

令和4年度 かほく市介護保険特別会計予算

令和4年度のかほく市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,364,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年2月25日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 介護保険料		757,808
	1. 介護保険料	757,808
2. 使用料及び手数料		2
	1. 手数料	2
3. 国庫支出金		751,265
	1. 国庫負担金	573,067
	2. 国庫補助金	178,198
4. 支払基金交付金		876,148
	1. 支払基金交付金	876,148
5. 県支出金		477,298
	1. 県負担金	452,657
	2. 県補助金	24,641
6. 財産収入		1,630
	1. 財産運用収入	1,630
7. 寄附金		1
	1. 寄附金	1
8. 繰入金		499,841
	1. 一般会計繰入金	496,579
	2. 基金繰入金	3,262
9. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
10. 諸収入		6
	1. 延滞金、加算金及び過料	2
	2. 市預金利子	1
	3. 雑入	3

(単位：千円)

款	項	金額
歳入	合計	3,364,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		42,807
	1. 総務管理費	15,405
	2. 介護認定審査会費	27,114
	3. 計画策定委員会費	288
2. 保険給付費		3,156,104
	1. 介護サービス等給付費	3,153,902
	2. その他諸費	2,202
3. 地域支援事業費		161,180
	1. 介護予防・日常生活支援総合事業費	88,900
	2. 包括的支援事業・任意事業費	65,777
	3. 社会保障充実事業費	6,503
4. 基金積立金		1,630
	1. 基金積立金	1,630
5. 公債費		20
	1. 公債費	20
6. 諸支出金		1,259
	1. 償還金及び還付加算金	1,257
	2. 繰出金	1
	3. 延滞金	1
7. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳 出 合 計		3,364,000

令和4年度 かほく市大海財産区特別会計予算

議案第8号

令和4年度 かほく市大海財産区特別会計予算

令和4年度のかほく市大海財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,001千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000千円と定める。

令和4年2月25日提出

かほく市長 油野 和一郎

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 賦課金		167
	1. 賦課金	167
2. 財産収入		371
	1. 財産運用収入	370
	2. 財産売却収入	1
3. 繰入金		460
	1. 基金繰入金	460
4. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
5. 諸収入		2
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	1
歳 入 合 計		1,001

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 管理会費		152
	1. 管理会費	152
2. 総務費		797
	1. 総務管理費	797
3. 林業費		1
	1. 林業費	1
4. 公債費		1
	1. 公債費	1
5. 予備費		50
	1. 予備費	50
歳 出 合 計		1,001

令和4年度 かほく市水道事業会計予算

議案第9号

令和4年度 かほく市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度のかほく市水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	13,500戸	
(2) 年間総給水量	3,504,000m ³	
(3) 一日平均給水量	9,600m ³	
(4) 主要な建設改良事業	配水施設整備事業	238,392千円
	取水及び浄水施設整備事業	3,850千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	710,162千円
第1項	営業収益	646,424千円
第2項	営業外収益	63,737千円
第3項	特別利益	1千円
支 出		
第1款	水道事業費用	665,382千円
第1項	営業費用	618,058千円
第2項	営業外費用	47,024千円
第3項	特別損失	300千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額214,805千円は当年度分消費税資本的収支調整額17,214千円、過年度分損益勘定留保資金40,248千円及び当年度分損益勘定留保資金157,343千円で補てんするものとする。）。

	収 入		
第 1 款	資 本 的 収 入		2 0 7 , 6 0 0 千円
第 1 項	企 業 債		1 7 2 , 0 0 0 千円
第 4 項	国 庫 補 助 金		3 5 , 6 0 0 千円
	支 出		
第 1 款	資 本 的 支 出		4 2 2 , 4 0 5 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		2 4 8 , 3 7 5 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		1 7 4 , 0 3 0 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
包括的管理業務委託事業（第4期）	令和4年度から 令和9年度まで	682,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良事業	172,000千円	普通貸借 又は 証券発行	年3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。 但し、企業財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

42,074千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、6,805千円と定める。

令和4年2月25日提出

かほく市長 油野 和一郎

令和4年度 かほく市下水道事業会計予算

議案第10号

令和4年度 かほく市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度のかほく市下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 戸 数	12,500戸
(2) 年 間 有 収 水 量	3,358,000m ³
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	9,200m ³
(4) 主要な建設改良事業	管 路 施 設 整 備 事 業 78,000千円
	処 理 場 施 設 整 備 事 業 11,600千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	下 水 道 事 業 収 益	1,696,008千円
第 1 項	営 業 収 益	558,900千円
第 2 項	営 業 外 収 益	1,137,106千円
第 3 項	特 別 利 益	2千円
支 出		
第 1 款	下 水 道 事 業 費 用	1,655,271千円
第 1 項	営 業 費 用	1,508,649千円
第 2 項	営 業 外 費 用	146,262千円
第 3 項	特 別 損 失	360千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額853,186千円は当年度分消費税資本的収支調整額4,058千円、過年度分損益勘定留保資金23,760千円、当年度損益勘定留保資金728,166千円及び減債積立金97,202千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第 1 款	資 本 的 収 入	349,224千円
第 1 項	企 業 債	171,900千円
第 2 項	国 県 等 補 助 金	36,650千円
第 3 項	分 担 金 及 び 負 担 金	8,674千円
第 4 項	他 会 計 出 資 金	132,000千円
支 出		
第 1 款	資 本 的 支 出	1,202,410千円
第 1 項	建 設 改 良 費	95,785千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	1,106,625千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
包括的管理業務委託事業（第4期）	令和4年度から 令和9年度まで	1,058,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 事 業	1 7 1 , 9 0 0 千円	普通貸借 又は 証券発行	年 3 . 0 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金又は地方公共団体金融機構資金については、その貸付条件による。その他の資金については、借入先の融通条件による。 ただし、企業財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費

1 5 , 0 8 8 千円

(他会計からの補助金)

第 8 条 下水道事業に助成するため、かほく市一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6 4 0 , 0 0 0 千円である。

令和 4 年 2 月 2 5 日 提 出

かほく市長 油野 和一郎

※令和4年度 かほく市予算書及び予算に関する説明書は
110部作成し、印刷経費は1部当たり、1,220円です。